

ますしん 教育ローン



Eカード

期間：令和7年2月3日(月)～令和7年4月30日(水)

キャンペーン金利

通常金利3.40%

在学期間中 固定金利

年 **2.90%**

(保証料込)

※金利以外のキャンペーン期間中の特典

キャンペーン期間中にお申込みいただき、令和7年6月30日までにご契約いただいたお客様は、保証会社よりQUOカード2,000分が贈呈されます。

Eカードとは

A T Mでお借入ができる教育資金専用のカードローン商品です。

Eカードのいいね😊

1. お子さまのご就学中は**固定金利**です。金利変動による利息の負担増がありません。
2. 極度額は500万円まで(医療系は1,000万円まで)です。極度額の範囲内であれば、何度でもお借入れできます。
3. 元金のご返済は、お子さまのご卒業後の5月からです。ご就学期間中は**元金据置**のため、お利息のみお支払いいただきます。
4. お借入れはA T Mでできます。ご就学期間中は、A T Mにて必要な時に必要な分をお借入れできます。



※審査結果によっては、ご希望にそえない場合がございますので、予めご了承ください。

※詳しくは、チラシ裏面の【商品概要】または、ますしん窓口へお問い合わせください。

おつきあいまごころで

ますしん

島根益田信用組合

本店 営業部 0856-22-3033
浜田 支店 0855-22-5354
西益田 支店 0856-25-2011

裏面もご覧ください。☞

高津 支店 0856-23-1888
あけぼの支店 0856-23-1500

令和7年1月 作成

商 品 概 要

商 品 名	ますしん教育ローン Eカード
ご利用頂ける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当組合の組合員。 ・ 申込時の年齢が満20歳以上、完済時の年齢が満70歳未満の方。 ・ 高校卒業後、短大等へ入学予定または在学する子女がおられる方。 ・ 保証会社の保証が受けられる方。
お 使 い み ち	短期大学・大学・大学院・専修学校等への入学時・在学中に係る教育関連資金 教育関連資金 … 受験費・入学費・授業料、在学中の仕送資金など
ご 融 資 形 式	在学期間内は当座貸越とし、貸越利用期限(卒業予定年の4月末)当日の最終残高(元金・利息・印紙代の範囲内で、1万円未満は切り上げ可としますが、貸越極度額を上限とします。)をもって証書貸付に移行します。但し、所定の就学期間終了後、大学院等に進学する場合は2カ年、留年により変更となる場合は1カ年のみ貸越利用期間の延長が可能です。なお、貸越利用期間は、所定の就学期間内かつ最長6年6ヶ月以内とします。
ご 融 資 金 額	極度額500万円以内 (50万円単位) 但し、医療系学部の場合は1,000万円以内 (100万円単位)
ご 融 資 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当座貸越 … 在学期間内 (卒業予定年の4月末まで) ・ 証書貸付 … 10年以内
ご 融 資 金 利	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当座貸越 … 固定年2.90% (保証料含む) ・ 証書貸付 … 変動年2.90% (保証料含む) 【変動金利ルールについて】 変動金利における基準金利は、当組合が決定する第2新長期プライムレートで、この基準金利の変動幅に応じてご融資金利が年2回見直しされます。
保 証 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当座貸越 … 年1.40%で上記金利に含まれます。 ・ 証書貸付 … 年1.40%で上記金利に含まれます。
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当座貸越 利息 … 毎月8日にお申込人名義の普通預金口座から引落しいたします。 元金 … 随時、任意の金額でご返済できます。 ・ 証書貸付 元利均等毎月返済 (ボーナス併用可)
遅 延 損 害 金	年18.25%
連 帯 保 証 人	原則、不要です。但し、証書貸付へ移行する場合に保証会社が必要と認められた時は、この限りではありません。
担 保	不要です。
本人確認資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証(写)・パスポート(写)等、ご本人が確認できる書類 ・ 住民票(写)等、子女であることが確認できる書類
資金使途証明書	合格通知書・在学証明書・学生証等、子女の就学が確認できる書類
所得証明書	源泉徴収票(写)・所得証明書・納税証明書・確定申告書(写)等
保 証 会 社	株式会社トワライズ
苦 情 処 理 措 置	【当組合へのお申出先】 <ul style="list-style-type: none"> ・ お取引店舗または総務部お客様相談窓口 9時～17時 土日・祝日除く TEL:0856-22-3030 【当組合以外のお申出先】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人全国信用組合中央協会しんくみ相談所 9時～17時 土日・祝日除く TEL:03-3567-2456 ・ 中国ブロックしんくみ苦情等相談所 9時～17時 土日・祝日除く TEL:082-247-7363
紛 争 解 決 措 置	下記の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので当組合お客様相談窓口、中国ブロックしんくみ苦情等相談所へお申し出ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島弁護士会仲裁センター TEL:082-225-1600 ・ 東京弁護士会紛争解決センター TEL:03-3581-0031 ・ 第一東京弁護士会仲裁センター TEL:03-3595-8588 ・ 第二東京弁護士会仲裁センター TEL:03-3581-2249